

京都市告示第 190 号

青少年活動センターの指定管理者である公益財団法人京都市ユースサービス協会から京都市青少年活動センター条例第 4 条第 1 項ただし書に基づき、青少年活動センターの臨時休所について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 30 年 7 月 6 日

京都市長 門 川 大 作

対象施設及び休所日

対象施設	休所日
京都市中京青少年活動センター	平成 30 年 7 月 7 日 (土) から同月 8 日 (日) まで
京都市下京青少年活動センター	
京都市南青少年活動センター	

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)